

返戻金制度に関する規定

当社は、紹介求職者が入社後に早期離職した場合、受け取った紹介手数料(コンサルティングフィー)の一部を求人者(採用企業)に返還する「返戻金制度」を以下の通り設けています。

1. 返戻金の対象となる事由

当社の紹介により入社した労働者が、雇用契約の開始日から一定期間内に、自己都合を理由として退職した場合。

(※ただし、求人者側の責めに帰すべき事由による退職、解雇、天災等の不可抗力による退職を除きます。)

2. 返還割合(返戻金規定)

入社日から退職日までの期間に応じて、手数料を返還いたします。

返還割合につきましては、契約時に採用企業様との相談により都度規定いたします。